

議第 1 4 6 号

呉市青年の家条例等の一部を改正する条例の制定について  
 呉市青年の家条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

(呉市青年の家条例の一部改正)

第 1 条 呉市青年の家条例 (昭和 4 1 年呉市条例第 1 0 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
(目的及び設置) 第 1 条 心身ともに健全な青少年を育成するため、各種の研修、体育、野外活動等を通じて、規律、協同、奉仕等の徳性のかん養と教養の向上を図るための施設を次のように設置する。		(目的及び設置) 第 1 条 心身ともに健全な青少年を育成するため、各種の研修、体育、野外活動等を通じて、規律、協同、奉仕等の徳性のかん養と教養の向上を図るための施設を次のように設置する。	
名称	位置	名称	位置
呉市大空山青年の家	呉市広町字紅鶴岩 <u>2</u> 番地	呉市大空山青年の家	呉市広町字紅鶴岩 <u>2</u> <u>0 0 2 5</u> 番地

(呉市野外活動センター条例の一部改正)

第 2 条 呉市野外活動センター条例 (昭和 5 7 年呉市条例第 2 0 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
(目的及び設置) 第 1 条 野外活動を通じて、市民の健全な心身の育成を図るとともに社会教育活動の充実に資するための施設を次のように設置する。		(目的及び設置) 第 1 条 野外活動を通じて、市民の健全な心身の育成を図るとともに社会教育活動の充実に資するための施設を次のように設置する。	
名称	位置	名称	位置
呉市野外活動センター (つつじが丘キヤンプ場)	呉市焼山町字山の神 <u>5 9 8</u> 番地	呉市野外活動センター (つつじが丘キヤンプ場)	呉市焼山町字山の神 <u>1 0 5 9 8</u> 番地の <u>1</u>

(呉市スポーツ施設条例の一部改正)

第 3 条 呉市スポーツ施設条例 (平成 1 7 年呉市条例第 1 1 8 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で

示すように改正する。

改正前	改正後																
<p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）の精神に基づき，市民のスポーツ及びレクリエーションの振興並びに健康の保持増進を図るため，スポーツ施設を次のように設置する。</p>	<p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）の精神に基づき，市民のスポーツ及びレクリエーションの振興並びに健康の保持増進を図るため，スポーツ施設を次のように設置する。</p>																
<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="181 535 432 584">名称</th><th data-bbox="434 535 764 584">位置</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="181 586 432 636">略</td><td data-bbox="434 586 764 636"></td></tr><tr><td data-bbox="181 638 432 732">呉市大空山体育館</td><td data-bbox="434 638 764 732">呉市広町字紅鶴岩 <u>2</u> <u>5</u>番地</td></tr><tr><td data-bbox="181 734 432 784">略</td><td data-bbox="434 734 764 784"></td></tr></tbody></table>	名称	位置	略		呉市大空山体育館	呉市広町字紅鶴岩 <u>2</u> <u>5</u> 番地	略		<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="825 535 1075 584">名称</th><th data-bbox="1077 535 1407 584">位置</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="825 586 1075 636">略</td><td data-bbox="1077 586 1407 636"></td></tr><tr><td data-bbox="825 638 1075 732">呉市大空山体育館</td><td data-bbox="1077 638 1407 732">呉市広町字紅鶴岩 <u>2</u> <u>0025</u>番地</td></tr><tr><td data-bbox="825 734 1075 784">略</td><td data-bbox="1077 734 1407 784"></td></tr></tbody></table>	名称	位置	略		呉市大空山体育館	呉市広町字紅鶴岩 <u>2</u> <u>0025</u> 番地	略	
名称	位置																
略																	
呉市大空山体育館	呉市広町字紅鶴岩 <u>2</u> <u>5</u> 番地																
略																	
名称	位置																
略																	
呉市大空山体育館	呉市広町字紅鶴岩 <u>2</u> <u>0025</u> 番地																
略																	

付 則

この条例は，公布の日から施行する。

(提案理由)

広島法務局が重複する地番の解消作業を実施したことによる地番の変更に伴い，所要の規定の整理をするため，この条例案を提出する。